

鹿屋市営住宅等入居者の移転に関する実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市営住宅等入居者の移転に関する実施要綱（令和3年鹿屋市告示第280号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「移転1回につき179,000円を上限」を「別表のとおり」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

事項	内容	
移転料	1人又は2人世帯	115,000円
	3人以上世帯	162,000円

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。